

予防接種を受ける前に必ずお読みください

しょうじょうはいえんきゅうきん

小児用肺炎球菌 予防接種説明書

肺炎球菌は、乳幼児の鼻咽頭に高い割合で存在する常在菌で、小児の細菌感染症の主な原因菌です。日本の小児において、菌血症 72%、中耳炎 31.7%、細菌性髄膜炎 19.5%で肺炎球菌が原因となっているという報告があります。小児の肺炎球菌感染症は、特に乳幼児期に重症化することが多いです。

● 小児用肺炎球菌ワクチンの効果

肺炎球菌による重い感染症（細菌性髄膜炎、菌血症など）を予防することが期待されます。

● 対象年齢 生後2か月以上5歳未満



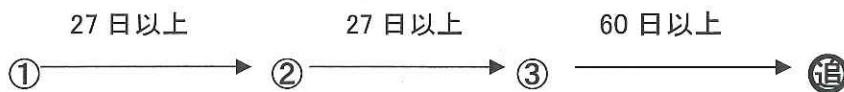
● 接種スケジュール

接種開始時期によって、接種方法や回数が異なります。2か月を過ぎたら体調のよいときにできるだけ早く接種した方が良いでしょう。Aの接種スケジュールで接種することをお勧めします。やむを得ず、Aの接種スケジュールで接種できなかった場合は、B、C、Dの接種スケジュールで接種してください。

A 生後2か月 以上 7か月未満に接種を開始した場合（4回接種） ★この接種方法が望ましいです

初回接種(3回): 1歳になるまでに接種しましょう

追加接種(1回): 1歳を過ぎてから



できれば1歳～1歳3か月の間に接種するのが望ましい

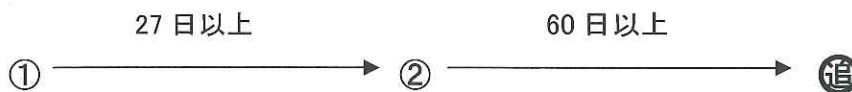
★2回目の接種が1歳以上2歳未満になる場合は、1回目、2回目の接種と残り1回接種(追加接種1回)で完了となります。合計3回の接種となります。

★2回目、3回目の接種が2歳以上になる場合は、その1回(追加接種となる)で完了となります。2回目接種が2歳以上になる場合は合計2回の接種、3回目接種が2歳以上になる場合は合計3回の接種となります。

B 生後7か月 以上 1歳未満に接種を開始した場合（3回接種）

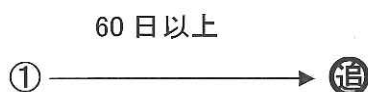
初回接種(2回): 1歳1か月になるまでに接種しましょう

追加接種(1回): 1歳を過ぎてから



★2回目の接種が2歳以上になる場合は、1回目の接種とその1回(追加接種となる)で完了となります。合計2回の接種となります。

C 生後1歳 以上 2歳未満に接種を開始した場合（2回接種）



D 2歳 以上 5歳未満に接種を開始した場合（1回接種）

① ★1回で接種完了となります

※裏面もご覧ください

● 次の方は、接種を受けないでください

- ① 明らかに発熱している方（通常は 37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドによってアナフィラキシー（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある方
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

● 次の方は、接種前に医師にご相談ください

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある方

● ワクチン接種後の注意

- ① 接種後 30 分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後 1 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④ このワクチン接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、6 日間以上の間隔をあける必要があります。ただし、このワクチンは他のワクチンとの同時接種が可能ですので、同時接種を希望する場合には、医師にご相談ください。

● ワクチンの副反応

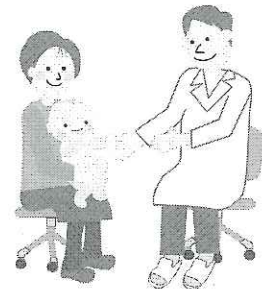
小児用肺炎球菌ワクチンの国内臨床試験でみられた副反応は、注射部位の症状（赤み、硬結、腫れ、痛みなど）、発熱（37.5℃以上）などです。

ただし、非常にまれですが、海外で次のような副反応が報告されています。(1) ショック、アナフィラキシー様反応（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）、(2) けいれん。このような症状が認められたり、疑われた場合は、すぐに医師に申し出てください。

● 予防接種による健康被害救済制度について

市が実施する予防接種によって引き起こされた副反応により健康被害が生じた場合、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときには、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

※「予防接種と子どもの健康」より抜粋



<問合せ先>

アイアイ親子サポートセンター（鯖江市健康づくり課）

鯖江市水落町 2 丁目 30-1 アイアイ鯖江内 TEL 52-1138

